一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六七デシベルから六六デシベルまで※
一五六MHzを超え一七四MHz未満	八〇デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五六デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六六デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五六デシベルから五五デシベルまで※
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六五デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六八デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	六五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(7)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHz以上四・八GHz以下	七〇デシベル
四・八GHzを超え五GHz未満	八二デシベル
五GHz以上五・七二五GHz以下	七〇デシベル
五・七二五GHzを超え五・八七五GHz未満	八二デシベル
五・八七五GHz以上七・二GHz以下	七〇デシベル
七・二GHzを超え七・五GHz未満	八二デシベル